

仕 様 書

1 事業名

令和8年度 DMO 総合支援事業 江戸街道広域エリア流通環境整備
「国内商談会・セミナー」事業

- 【対 象 国】 米国・欧州・豪州（アジア）（以下「対象国」という。）
【ターゲット】 対象国の江戸街道に則した（2027年国際園芸博覧会来場予定者含む）商品造成旅行社および訪日検討者
【連 携 先】 一般社団法人関東広域観光機構、神奈川県、栃木県、新潟県、JR東日本

2 事業の目的

関東運輸局では、訪日旅行における関東広域観光のブランディングに向け、他地域との差別化やマーケティングの優位性に繋がる統一的なイメージとして、このエリアの形成の礎になった江戸時代に焦点をあて、江戸街道をブランディングのキーワードとする「江戸街道プロジェクト関連事業」の取組を推進中である。

一般社団法人 関東広域観光機構（以下「機構」という。）では、広域関東エリアの統一ブランディングによる観光振興施策として「街道」を軸とした訪日外国人の誘客・地域活性化を目指し、「江戸街道プロジェクト」と「2027年国際園芸博覧会の観光振興」を推進している。当プロジェクトの出口戦略は、広域関東の観光ブランド価値を高め、地域が自立して持続可能な観光で稼げることを目標にしている。そのため、地域の街道観光コンテンツやPRツールを集約して関係者が容易に情報を発信・共有できる機構内での体制が望まれる。

そこで本事業は、江戸街道プロジェクトにおいて、これまで推進してきた観光庁補助事業などの成果を活用し商談会（セミナー）を通じて各地域で造成してきた特別体験やコンテンツを直接提供することで、当該地域内への地方誘客と江戸街道の認知・周遊・消費行動を促しB to B to Cのネットワーク構築を目的とする。

3 事業の内容

- (1) 江戸街道セミナー・商談会の実施・運営・調整

江戸街道コンテンツの訴求を促進させるために、関東広域エリアへの送客意欲が高い訪日旅行会社等を対象に商談会とセミナーを企画・運営・提案すること。なお、商談実施にあたっては、江戸街道文化などに資するテーマ性のあるコンテンツを使用し参加すること。

【セラー】 対象連携先より編成された観光関係者（行政/DMO/DMC）・観光関係事業者 2 2 団体程度

【バイヤー】 対象国の販売・手配ルートを持つ訪日旅行会社 2 0 社程度

【ターゲット】 旅行費用 50 万～100 万円を支払って来日される欧米豪ブチ富裕者層

【時 期】 令和 8 年 12 月 10 日迄に 1 回、都内で開催すること

※ 開催方法及び開催時期については、受託事業者と（一社）関東広域観光機構で協議の上決定するものとする

【会 場】 都内のホテル及び民間貸会議室とし交通の利便性が良い場所とする

(2) セミナー・セラー・バイヤーの選定、手配、調整及び事務連絡など一式

- ・選定については連携先及び関係団体と調整を行うこと。
- ・関東地域に事務所を構えるランドオペレーターや観光団体関係者（DMC・DMO）等を対象に選定すること。
- ・セラー側の観光団体関係者（DMC・DMO）等の選定には、連携先及び自治体（観光機構等）と調整・協議の上決定すること。
- ・江戸街道に精通したセミナー登壇者 1 名の手配を行い、会場に投影する映像や音響及び装飾や手配、調整を行うこと。
- ・バイヤーとなる欧米豪（アジア）訪日旅行会社については、実績等を確認できる資料（送客実績や訪日旅行取扱実績等）を明示すること。

(3) 商談会の企画、手配（会場・付帯備品他・セラー・バイヤー）、運営調整他

司会者をはじめ会場における要員の人件費用一式、及び全体コーディネート・商談会に係る実施の記録を行うこと。

(4) アンケートの実施・分析

- ・商談会出席者バイヤーに対し、観光コンテンツなどに関する詳細なアンケートを実施し、速やかに回収、集計、分析を行い、その結果を報告すること。分析作業後は各コンテンツや商談内容の流通環境整備における商品造成及び高付加価値化などに資する改善点等を提案すること。

(5) 事業終了後のフォローアップ

- ・事業終了後、バイヤーに連絡を取り、各旅行会社における商品造成及び送客状況の情報収集と分析等を行い報告すること。

4 効果測定及び成果物

(1) 効果測定

① アウトプット

- ・セラー 業務対象連携先より 22団体程度
- ・バイヤー 対象国の旅行会社へ販売ルートを持つ訪日旅行会社 20社程度
- ・商談数 計100回程度
- ・江戸街道セミナー1回程度

② アウトカム

- ・商談会時にバイヤーに行うアンケートの詳細な提言数回収率80%以上
- ・旅行商品購入予定者数 200人程度
- ・延べ宿泊予定者数 250人泊
- ・売上高見込み 6,000千円

(令和8年1月末時点 最終報告書で確認)

(2) 成果物の作成

① 事業報告書及び効果測定書

② 概要書 (①をコンパクトにまとめたもの)

- ①、②とも電子データでの提出

(3) 提出期限

令和9年1月28日(木)

(4) 提出先

一般社団法人 関東広域観光機構

5 その他留意事項

- ① 事業において、運営、管理及び庶務を行うこと。
- ② 事業の実施記録については、カメラ等を用いて記録を行うこと。
- ③ 機構及び連携先と連絡調整等を密に行うこと。また、現地において連携先の観光事情を熟知している事業者と連携することが望ましい。
- ④ 本事業は機構及び連携先と十分な協議を行いながら事業を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度機構及び連携先と協議の

上、その指示に従い作業を進めること。また、機構及び連携先は、作業期間中いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。なお、本仕様書に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。

- ⑤本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。
- ⑥本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。
- ⑦受託事業者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- ⑧事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権等は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、機構及び連携先に帰属するものとする。
- ⑨受託事業者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- ⑩成果物に重大な瑕疵があった場合は、原因者において、回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。

9 監督職員 一般社団法人 関東広域観光機構 事務局次長 江橋 秀久